

平成 28 年 2 月 29 日

各 位

|           |  |
|-----------|--|
| 会 社 名     | 株 式 会 社 ネ ク ス グ ル ー プ                                  |
| 代 表 者 名   | 代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司<br>( J A S D A Q ・ コ ー ド 6 6 3 4 ) |
| 問 合 せ 先   |  |
| 役 職 ・ 氏 名 | 代 表 取 締 役 副 社 長 石 原 直 樹                                |
| 電 話       | 0 3 - 5 7 6 6 - 9 8 7 0                                |

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、2016 年 2 月 29 日、東北財務局に提出します 2015 年 11 月期における内部統制報告書の訂正報告書において、当社の連結子会社である株式会社 SJI の財務報告に係る内部統制は有効でないとの評価に基づき、下記のとおり 2015 年 11 月期における財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備がある旨を記載しておりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容及び当該事業年度末までに是正できなかった理由

当社の連結子会社である株式会社 SJI が、前回(平成 27 年 3 月期 SJI 内部統制報告書)、検出された不備の是正を図るため、平成 27 年 1 月 30 日に設置した外部の専門家からなる社外委員会の助言・指導と、同年 8 月 7 日に受領した検証報告書をもとに、再発防止策の策定と運用強化に取り組んでまいりました。

これらの内、下記内部通報制度およびコンプライアンス研修につきましては、決算日変更により当事業年度末が平成 28 年 3 月 31 日から平成 27 年 10 月 31 日となり、社内規程・ルール等の整備は完了したものの、是正処置の運用を評価するための十分な期間を得られなかったため、有効であると評価するには至りませんでした。

#### 2. 開示すべき重要な不備の是正方針

- ・内部通報制度においては、内部通報に顧問弁護士による社外通報窓口を設置し、通報者保護を強化した運用を開始しております。
- ・全社的なコンプライアンス意識向上のために、役員研修、社員研修、入社時研修を計画し、実施しております。

その後、重大な内部統制上の不備事象は発生しておりません。引き続き実施した業務改善策の運用を確認し、必要に応じてさらなる改善策を実施してまいります。

当社と致しましても、株式会社 SJI における財務報告に関わる内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、役員を派遣し、監視体制、並びに情報共有の強化を図ることにより、適正な内部統制を整備、運用してまいります。方針です。



なお、当社グループは監査人より指摘を受けた必要な修正はすべて連結財務諸表等に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

3. 財務諸表の監査報告における監査意見  
無限定適正意見であります。

以上